

平成九年政令第三百十一号

臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令
内閣は、臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百号）附則第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

- 一 臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の政令で定める法律は、次のとおりとする。
二 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百号）
三 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
四 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
五 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
六 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
七 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
八 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
九 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
十 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
十一 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
十二 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
十三 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
十四 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
十五 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
十六 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
十七 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
十八 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
十九 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
二十 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
二十一 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
二十二 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
二十三 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
二十四 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
二十五 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
二十六 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
二十七 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
二十八 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
二十九 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
三十 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
三十一 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
三十二 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
三十三 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
三十四 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
三十五 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
三十六 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
三十七 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
三十八 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）
三十九 臓器の移植に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）

- 四十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
四十一 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）
四十二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十七号）附則第四條第二項において準用する場合を含む。
四十三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）
四十四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
四十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）
四十六 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）
四十七 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）
四十八 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）
四十九 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十二号）
五十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第五十三号）

- 五十一 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）
五十二 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）
五十三 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）
五十四 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）
五十五 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）
五十六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）
五十七 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十八号）
五十八 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）
附則
この政令は、臓器の移植に関する法律の施行の日（平成九年十月十六日）から施行する。
附則（平成九年二月一日政令第三五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。
附則（平成一〇年二月二六日政令第三七二号）抄
この政令は、平成一〇年四月一日から施行する。
附則（平成一〇年二月二八日政令第四二二号）抄
この政令は、平成一〇年四月一日から施行する。
附則（平成一一年九月三日政令第二六二号）抄
この政令は、平成一二年四月一日から施行する。
附則（平成一五年八月八日政令第三六九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第二十五条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
附則（平成一五年一〇月八日政令第四五四号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成一六年三月二六日政令第八三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年九月二五政令第二七五号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成一六年九月十七日）から施行する。

附則（平成一八年一月二五政令第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年五月八日政令第一九三号）

この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成一八年五月二十四日）から施行する。

附則（平成一九年一月四日政令第三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成一九年一月九日）から施行する。

附則（平成一九年三月九日政令第四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成一九年六月一日）から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第一条及び第十三条の改正規定、同条を同令第二十九条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第十二条の改正規定、同条を同令第二十八条とする改正規定、同令第十一条第一項の改正規定、同条を同令第二十七条とする改正規定、同令第十条の改正規定、同条を同令第二十六条とする改正規定、同令第九条第一項の改正規定、同条を同令第二十五条とする改正規定、同令第八条を同令第十四条とする改正規定、同令第七条を同令第十三条とする改正規定、同令第六条の改正規定、同条を同令第十条とし、同条の次に二条を加える改正規定、同令第五条第三号の改正規定、同条を同令第九条とし、同令第四条を同令第八条とする改正規定、同令第三条の表第二十二條第三項の項の次に次のように加える改正規定、同表第二十三條の項の改正規定、同項の次に次のように加え、同条を同令第七条とする改正規定、同令第二条の二を同令第六条とする改正規定、同令第二条第四号の改正規定、同条に一号を加え、同条を同令第五条とする改正規定、同令第一条の二の改正規定、同条を同令第四条とし、同令第一条の次に二条を加える改正規定、第三条及び第四条の規定、第五条中検疫法施行令第一条の三の改正規定、第六条、第八条から第二十条まで及び第二十二條の規定並びに次条から附則第四条までの規定は、平成一九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年五月二五政令第一六八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成一九年六月一日）から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一一六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一一七号）

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年四月二三日政令第一四六号）

この政令は、更生保護法の施行の日（平成二十年六月一日）から施行する。

附則（平成二二年二月二六日政令第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年二月四日政令第二七七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年七月二二日政令第二二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年九月三〇日政令第三〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

附則（平成二五年一月二八日政令第五号）

この政令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年四月二二日政令第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二五年四月十三日）から施行する。

附則（平成二六年八月二〇日政令第二八九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二六年十月一日から施行する。

附則（平成二六年十一月二二日政令第三五八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二七年一月一日から施行する。

附則（平成二七年三月二五政令第九三三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、少年院法の施行の日（平成二七年六月一日）から施行する。

附則（令和五年四月七日政令第一六三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。